

松阪市 特定不妊治療費助成 のご案内

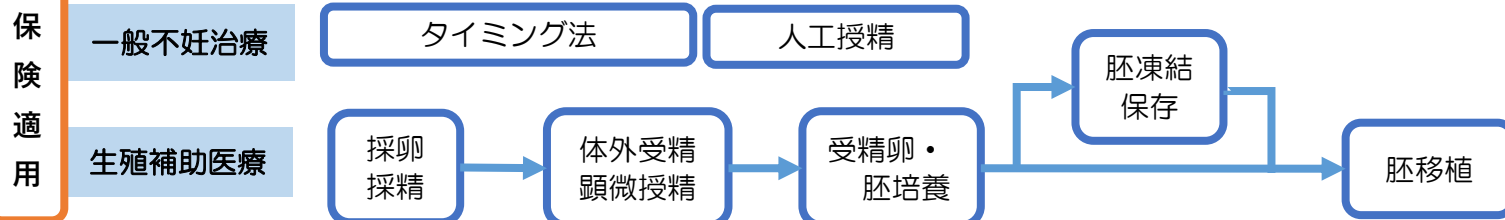
松阪市では

- ①特定不妊治療費（先進医療）助成事業
- ②特定不妊治療費助成回数追加事業（保険適用終了後の助成）
- ③着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む
特定不妊治療費助成事業
を行っています

◆対象となる方（①～③共通）

- ・ 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦又は事実上の婚姻関係にある夫婦であること。ただし、事実上の婚姻関係にある夫婦については、治療の結果、出生した場合の子について認知を行う意向がある者とする。
- ・ 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- ・ 助成金の申請日に松阪市内に住所を有している夫婦。（夫婦どちらか一方でも可）

保険適用される不妊治療について



* ☐ 保険適用となる治療法

生殖補助医療のうち、上記に加えて実施されることのある「オプション治療」についても、保険適用されるもの、「先進医療」として保険と併用できるものがあります。

保険制度上の年齢・胚移植上限回数

年齢制限
治療開始時において 女性の年齢が43歳未満 であること

回数制限	
初めての治療開始時点の女性の年齢	回数の上限
40歳未満	通算6回まで（1子ごとに）
40歳以上43歳未満	通算3回まで（1子ごとに）

* 保険診療の治療費が高額な場合の月額上限（高額療養費制度）もあります。

① 特定不妊治療費（先進医療）助成事業

◆ 助成の内容

松阪市の「特定不妊治療費の助成」は、**保険診療の生殖補助医療と併用して実施された、保険適用外の「先進医療」**にかかった費用の一部について助成します。

【対象となる治療：国が先進医療として認めたもの】

厚生労働省に届け出を行っている又は承認されている国内の医療機関においての治療が対象です。

- ・ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSJ）
- ・タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養（タイムラプス）
- ・子宮内細菌叢検査1（EMMA/ALICE）
- ・子宮内膜刺激術（SEET法）
- ・子宮内膜受容能検査1（ERA）
- ・強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI）
- ・子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ）
- ・二段階胚移植術（二段階胚移植法）
- ・子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ検査）
- ・子宮内膜受容能検査2（ERPeak）
- ・膜構造を用いた生理学的精子選択術（マイクロ流体技術を用いた精子選別）
- ・タクロリムス投与療法（不妊症患者に対するタクロリムス投与療法）
- ・着床前胚異数性検査1
- ・着床前胚異数性検査2

治療項目・内容等、詳細は
各医療機関にご確認ください



◆ 対象となる方（①～③共通事項に加えて次の要件を満たしている人）

- ・生殖補助医療にかかる保険医療機関において保険診療の特定不妊治療を受けたこと。
- ・助成を受けようとする対象となる治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
*受診証明書の治療開始日が妻の43歳の誕生日前日までにになります。

◆ 助成金額・助成回数

助成金額	先進医療の70%の額 （上限5万円） *1円未満切り捨て	助成回数	回数制限はありませんが、 保険治療と併用で実施された 先進医療に限ります
------	------------------------------------	------	--

◆ 申請に必要な書類 *最終ページの申請方法についてもお覧ください

- ・特定不妊治療先進医療費助成金交付申請書 *申請者は原則、口座名義人と同じ方としてください。
- ・特定不妊治療費（先進医療）助成事業受診等証明書
- ・医療機関発行の領収書 *②の証明書に記載の治療期間内で、自己負担100%のもの。

② 特定不妊治療費助成回数追加事業

◆ 助成の内容

特定不妊治療の**保険適用の上限回数が終了した**夫婦に助成します。



【対象となる治療：体外受精・顕微授精】

生殖補助医療にかかる保険医療機関において**A～Fのいずれかの特定不妊治療（生殖補助医療）**が対象です。

治療内容	A	新鮮胚移植を実施
	B	採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施 *採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合
	C	以前に凍結した胚による胚移植を実施
	D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
	E	受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
	F	採卵したが卵が得られない、または、状態の良い卵が得られないため中止

*食事代、入院費、文書料及び凍結保存にかかる費用等は助成の対象とはなりません。

◆ 対象となる方（①～③共通事項に加えて次のすべての要件を満たしている人）

- ・生殖補助医療にかかる保険医療機関において保険診療の特定不妊治療を受けたこと。
- ・助成を受けようとする対象となる治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
*受診証明書の治療開始日が妻の43歳の誕生日前日までにになります。
- ・保険適用の上限回数（リセット後の回数を含む）の治療を終了したもの。

◆ 助成金額・助成回数(令和5年4月1日以降に開始された治療が対象となります。)

助成金額	(治療内容A B D E) 1回につき30万円以内 (治療内容C F) 1回につき17万5千円以内	助成回数	保険適用の上限回数および③の回数と合算して1子あたり通算8回まで
------	--	------	----------------------------------

◆ 申請に必要な書類 *次ページの申請方法についてもご覧ください

- ・松阪市特定不妊治療費回数追加助成金交付申請書 *申請者は原則、口座名義人と同じ方としてください。
- ・松阪市特定不妊治療費回数追加助成金受診等証明書
- ・医療機関発行の領収書 *②の証明書に記載の治療期間内で、自己負担100%のもの。
- ・事実婚関係に関する申立書（事実婚の関係である場合）
- ・出生した場合の子の認知に関する意向書（事実婚の関係である場合 任意様式）

③ 着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療費助成事業

◆ 助成の内容（令和7年4月1日以降に開始された治療が対象です）

PGT-A(※1)を含む特定不妊治療（保険適用外）を実施した夫婦に助成します。

※1 PGT-A（着床前胚染色体異数性検査）
着床前に胚の染色体数を調べる検査です。
体外受精によって得た受精卵を体外で育て細胞が増えた胚（受精卵）に対して行います。



◆ 対象となる方（①～③共通事項に加えて次のすべての要件を満たしている人）

- ・助成を受けようとする治療開始時に妻が35歳以上43歳未満であること
- ・公益社団法人日本産科婦人科学会が認める不妊症・不育症に関する着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）の承認医療機関において治療を受けたこと。
- ・2回以上の体外受精等不成功、または流産を2回以上経験したもの。ただし、夫婦のいずれかに染色体構造異常（均衡型染色体転座など）が確認されている場合を除く。

◆ 助成金額・助成回数

助成金額	(治療内容A B D E) 1回につき30万円以内 (治療内容C F) 1回につき17万5千円以内	助成回数	1子あたり通算6回まで (保険適用の治療回数および②の回数と合算して1子あたり通算8回まで)
------	--	------	---

◆ 申請に必要な書類 *最終ページの申請方法についてもご覧ください

- ・松阪市着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療費助成金交付申請書
*申請者は原則、口座名義人と同じ方としてください。
- ・松阪市着床前胚染色体異数性検査（PGT-A）を含む特定不妊治療費助成金受診等証明書
- ・医療機関発行の領収書 *②の証明書に記載の治療期間内で、自己負担100%のもの。
- ・事実婚関係に関する申立書（事実婚の関係である場合）
- ・出生した場合の子の認知に関する意向書（事実婚の関係である場合 任意様式）

申請方法について



◆ 申請期限等

- * 申請期限は、治療終了日の属する年度の年度末までです。
- * 2月、3月に治療が終了した場合は、治療終了日から60日以内なら年度をまたいでも申請することができます。
- * 書類・領収書などはすべて**原本**が必要です。
- * 申請書等は各申請先に設置。松阪市ホームページよりダウンロードも可能です。
- * 事実婚の方は申立書・意向書等が必要となります。詳細はお問い合わせください。
- * 治療終了後、必要な書類を揃え、下記申請先へ来所または郵送（簡易書留郵便）で申請してください。郵送の場合は消印日を申請日とみなします。

◆ 医療費助成控除について

確定申告の医療費控除を予定している方は、先に特定不妊治療費の助成を受けた後に、確定申告をしてください。これは、決定された助成額を差し引いた額が、医療費控除の対象額となるためです。



申請先および問い合わせ先

申請場所	所在地	TEL・Fax
こども家庭センター (健康センターはるる内)	〒515-0078 松阪市春日町一丁目19番地	☎ (0598) 20-8087 Fax (0598) 26-0201
嬉野保健センター	〒515-2324 松阪市嬉野町1434番地	☎ (0598) 48-3812 Fax (0598) 42-4945
飯南地域振興局地域住民課	〒515-1411 松阪市飯南町粥見3950番地	☎ (0598) 32-8020 Fax (0598) 32-3771
飯高地域振興局地域住民課	〒515-1592 松阪市飯高町宮前180番地	☎ (0598) 46-7112 Fax (0598) 46-1092

